

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



こどもまんなか  
こども家庭庁

令和6年1月

しょうがいふくし

つか

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ  
ービスを受けることが できます。

いま つか

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受  
けられます。

いま

りょうりょう

はら

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに  
支払わなくて 大丈夫です。

りょうりょう

しちょうそん

じぎょうしょ

まどぐち

そうだん

くだ

市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい

※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを  
か 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

じしん

たいへん

ときなので、

とくべつ

てつづ

かんたん

地震で 大変な ときに、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に  
れいわ ねん がつ にち えんちょう  
令和6年6月30日まで 延長されます。

※ 令和6年能登半島地震の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ 補装具費(3、4のみ)や障害支援区分、自立支援医療費も 同じです。